

## 議員提出議案第 1 号

### 逗子市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

逗子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年逗子市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 30 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 19 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 47 条において」を削る。

第 28 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 32 条第 2 項中「この章及び第 47 条において」を削る。

第 33 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 39 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 47 条において」を削る。

第 40 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 47 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 52 条から第 54 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 10 項から第 47 条までの改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）の施行に伴い、罰則規定を整理するとともに、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第46号）第３条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、引用条項等を整理するに当たり、改正の要あるため提案する。